

# 公益社団法人品川区シルバー人材センター運営資金

## の貸付に関する要綱

制定	昭和52年6月6日	
改正	昭和56年3月26日	
改正	平成3年3月6日	
改正	平成19年3月26日	要綱第31号
改正	平成20年2月8日	要綱第14号
改正	平成21年2月9日	要綱第11号
改正	平成22年3月1日	要綱第23号
改正	平成23年3月14日	要綱第56号
改正	平成31年3月29日	要綱第150号

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人品川区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の円滑な事業運営を図るために、貸し付ける運営資金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使 途)

第2条 運営資金は、センターの会員に対する配分金、事務用教材費、その他事業運営に必要な資金として使用するものとする。

### (貸付額)

第3条 区長は、センターに対し第2条に規定する運営資金として、78,000,000円を限度に予算の範囲内で貸し付けるものとする。

### (貸付条件)

第4条 運営資金の貸付条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貸付期間 貸し付けた日の属する年度の3月末までとするが、事務処理に要する期間として貸付期間の翌日から2週間を猶予期間とする。
- (2) 貸付利息 無利息とする。
- (3) 償還方法 品川区の発行する納入通知書により償還する。
- (4) 遅延利息 貸付期限（猶予期間含む）までに償還しないときは遅延日数に応じ貸付額の年10.95%の割合で計算した額とする。

2 区長は、前項のほか必要に応じ貸付条件を付することができる。

3 区長は、災害・その他特別の理由があると認めるときは、第1項第4号に規定する遅延利息を免除することができる。

(運営資金の管理・運用)

第5条 センターは、第2条に規定する運営資金の使途を十分に考慮し、その適正な管理・運用に努めなければならない。

(貸付の申請)

第6条 センターは、運営資金の申請をしようとするときは、貸付申請書(第1号様式)を区長に申請しなければならない。

(貸付決定の通知)

第7条 区長は、前条の申請に対して貸付けを決定したときは、貸付決定書(第2号様式)によりセンターに通知する。

(契約の締結)

第8条 区長は、前条の決定通知に基づきセンターから貸付請求書(第3号様式)が提出されたときは、貸付契約書(第4号様式)により契約を締結する。

(運営資金の返還)

第9条 区長は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、運営資金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条に規定する使途に反して使用したとき。
- (2) 事業を中止し、または、廃止したとき。

(報告および調査)

第10条 センターは、貸付けを受けた日の属する年度の9月末現在における運営資金の状況を中間報告書(第5号様式)により区長に提出しなければならない。区長は、その他必要に応じセンターに対し運営資金の使途および管理・運用について報告を求め、または必要な調査をおこなうことができる。

付 則

この要綱は、昭和52年4月28日から適用する。

付 則

この要綱は、平成2年7月2日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式

年 月 日

品 川 区 長 様

申請者住所	品川区北品川3丁目11番16号
団体名	公益社団法人 品川区シルバー人材センター
代表者名	会 長

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター  
運 営 資 金 貸 付 申 請 書

下記のとおり貸付けを願いたく申請いたします。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 金 額   |   |
| 2 | 借受の理由 | センターの会員に対する配分金、事業用<br>材料費、その他事業運営に必要なため |
| 3 | 添付書類  | (1) 定 款<br>(2) 年度予算書<br>(3) 年度事業計画      |

第2号様式

品 発第 号  
年 月 日

公益社団法人 品川区シルバー人材センター

会 長 様

品川区長

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター運営資金貸付金決定書

年 月 日付、品 第 号により申請のあった 年度公益社団法人  
品川区シルバー人材センター運営資金貸付金の貸付けについて、貸付決定を下記のとおり  
通知いたします。

記

1. 貸付金額

2. 貸付条件

「公益社団法人品川区シルバー人材センター運営資金貸付金の貸付け  
に関する要綱」第4条のとおり

3. 償還期限

年 月 日

第3号様式

年 月 日

品川区長様

所在地 品川区北品川3丁目11番16号  
名称 公益社団法人  
品川区シルバー人材センター  
代表者名 会長

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター  
運営資金貸付請求書

年 月 日付品 発第 号により決定のあった

運営資金の貸付けについて、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額

公益社団法人品川区シルバー人材センターに対する運営資金貸付契約書

品川区（以下「甲」という。）と、公益社団法人品川区シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、年度品川区シルバー人材センター運営資金の貸付に関して下記により契約する。

記

第1条 甲は乙に対し、公益社団法人品川区シルバー人材センターの運営資金円を貸し付ける。ただし、この資金は会員に対する配分金、事業用材料費、その他事業運営上特に必要な経費に当てるものとして貸し付ける。

第2条 甲の乙に対する貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで。貸付期間の翌日から2週間は、遅延利息の発生しない猶予期間とする。
- (2) 貸付利息 無利息
- (3) 償還方法 甲の発行する納入通知書により一括償還する。
- (4) 遅延利息 遅延日数に応じ貸付額の年10.95%の割合で計算した額

第3条 甲は、この運営資金の使途、その他運営資金の管理運用について必要な調査を行い、または報告を求めることができる。

第4条 この契約の各項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、甲と乙は本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 品 川 区  
代表者 品川区長

乙 公益社団法人品川区シルバー人材センター  
代表者 会 長

第5号様式

年 月 日

品川区長様

申請者住所 品川区北品川3丁目11番16号  
団体名 公益社団法人  
品川区シルバー人材センター  
代表者名 会長

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター  
運営資金状況中間報告書

下記のとおり 年度の公益社団法人品川区シルバー人材センター運営資金の状況（9月末時点）を中間報告いたします。

記

項目	運営資金月額（過去6ヶ月の平均契約額）	財政運営資金積立預金からの自己資金（年度末見込）	その他の自己資金（年度末見込）
金額（単位：千円）			